

【重要事項説明書】

指定居宅介護支援事業所

あすか居宅介護支援事業所のご案内

<事業者概要>

事業者	医療法人あすか
代表	理事長 高橋 祐輔
住所	広島市安佐南区緑井二丁目12番25号
連絡先	082-879-3143
FAX	082-879-3190
設立年月日	平成1年2月16日

<事業所概要>

事業所	あすか居宅介護支援事業所			
住所	広島市安佐南区緑井三丁目20番1-103号			
連絡先	082-830-5177			
開設日	平成15年10月1日			
営業日	月曜日から土曜日			
営業時間	8:30~17:30 ただし、上記以外に電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。			
休日	国民の祝、休日・8月14日、15日・12月30日~1月3日			
営業地域	安佐南区 安佐北区			
管理者	瀬川 明美			
従業員	職種	職務内容	員数	備考
	管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理	1	介護支援専門員兼務
	介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	9	うち管理者兼務1名
最寄バス停	JR可部線 緑井駅より700m（徒歩7分）			

<基本方針>

利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、適正な指定居宅介護支援を行います。

<運営方針>

- ① 運営にあたっては、介護保険に関する法令等の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- ② 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ③ 提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ④ 障害福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合、特定相談支援事業者との連携に努めます。
- ⑤ 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めること、および当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを、利用者や家族に説明します。

- ⑥ 利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないように公正中立に行います。

＜サービス内容＞

1) 相談対応	利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応を行います。
2) 課題分析の実施	①利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。 ②利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営む事ができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握します。
3) 居宅サービス計画原案の作成	利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料金並びにサービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
4) サービス担当者会議等の実施	居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
5) 居宅サービス計画の確定	介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
6) サービス実施状況の継続的な把握	居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

＜ご利用料金など＞

◎ご利用料金（1月あたり）

（R6. 4月現在）

要介護者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

区分・要介護度			基本単位	利用料
居宅介護支援費（Ⅰ）	(i) 介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件未満である	要介護1・2	1,086	11,620円
		要介護3・4・5	1,411	15,097円
	(ii) 介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上60件未満	要介護1・2	544	5,820円
		要介護3・4・5	704	7,532円
	(iii) 介護支援専門員1人当たりの取扱件数が60件以上	要介護1・2	326	3,488円
		要介護3・4・5	422	4,515円

加算	基本単位	利用料	算定回数等
初回加算	300	3,210円	1月につき
特定事業所加算（Ⅰ）	519	5,553円	1月につき
特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,504円	1月につき
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,675円	1月につき
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,140円	1月につき
退院・退所加算	450～900	4,815円～9,630円	情報提供を受ける回数や方法により異なる

通院時情報連携加算	50	535 円	1 月につき
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2, 140 円	1 月につき
ターミナルケアマネジメント加算	400	4, 280 円	1 月につき

※ 交通費

実施地域以外に居住する利用者に対して、介護支援専門員がお伺いするための交通費は実費をいただきます。

<苦情のご相談>

当事業所の苦情相談窓口

- ①提供した指定居宅介護支援に関する利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。
- ②苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行います。

相談・問い合わせ先	連絡先	受付時間
あすか居宅介護支援事業所 (サービス提供に関しての苦情相談窓口)	0 8 2 - 8 3 0 - 5 1 7 7 苦情解決責任者 瀬川 明美 苦情受付担当者 森脇 明日香	8 時 30 分 ～17 時 30 分

介護保険に関する相談・問い合わせ窓口

広島市安佐南区厚生部福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐南区中須一丁目38番13号 電話番号 0 8 2 - 8 3 1 - 4 9 4 3 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
広島市安佐北区厚生部福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 電話番号 0 8 2 - 8 1 9 - 0 6 2 1 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

<虐待の防止について>

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護支援専門員：中川 温子
-------------	---------------

- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - ③虐待防止のための指針の整備をしています。
 - ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

<秘密の保持>

- ①本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。この守秘義務

は契約終了後も同様です。

②業務上知り得た利用者又は家族の秘密は、従業者でなくなった後においても漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

③事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、予め文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

<衛生管理等>

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

<業務継続計画の策定等について>

①感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の返納を行います。

<その他>

事故発生時の対応：①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②事故が発生した場合はその事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

③利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

重要事項説明書：①当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスの利用状況は別紙のとおりです。

②重要事項が変更された場合、利用者にその内容を文書で通知致します。軽微な変更においてこの限りではありません。

③お願い：利用者が病院に入院する必要が生じた場合は、病院に介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えるよう、お願いします。

重要事項説明者